

大館市まるごと体験推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は大館市まるごと体験推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大館市と都市との交流及び移住交流の促進に向け、通年で体験観光が可能な旅行プログラムを作成し、その宣伝や実践に努めるとともに、受け入れ側の体制整備を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は大館市に住所を有し、体験観光を実践する者のほか、体験観光に関心のある者をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、行政その他関係機関と協力、連携し次の事業を行う。

- (1) 体験観光の受け入れに関する事業
- (2) 体験観光の宣伝に関する事業
- (3) 移住交流に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務を処理するため、大館市上代野字稻荷台1-1 大館樹海ドームパークセンター内大館市産業部移住交流課内に事務局を置く。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 理 事 若干名 監 事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表してその業務を総括する。

- 2 会長は、会議を招集し、議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代理する。
- 4 理事は、会務の遂行を図る。
- 5 監事は、会計を監査し、総会に報告する。
- 6 協議会に顧問をおくことができる。顧問は必要に応じて会長が委嘱する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(総会)

第10条 総会を毎事業年度1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(総会の付議事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員選任
- (4) 解散
- (5) その他必要事項

(残余財産の処分)

第12条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会の決議を得て、本会与類似の目的を持って活動する団体等に寄付するものとする。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成22年5月27日より施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附則)

- 1 この規約は、平成28年4月13日から施行する。